

地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の大会参加特例について

★令和5年4月1日より、本連盟が定める条件を満たす地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の大会参加を特例で認めることとなりました。

条件（概要）

◆あくまで本連盟の目的・永年にわたる活動に対する理解、定める条件を満たすうえで同意できる団体であること。

- 大阪府下の中学校に在籍している中学生であること。
- 日常継続的な活動※1が代表者もしくは指導資格※2を有する指導者の指導のもとに、大阪府下で適切に※3行われていること。
- 国ガイドライン※4を遵守(事故防止・体罰・ハラスメント根絶の徹底、適切な休養日の設定等)していること。
- 参加を希望する競技を管轄する競技団体に登録されていること。
- 競技団体と同内容で大阪中体連に登録※5していること。
- 大会において、競技役員や審判などに協力すること。
- 地域スポーツ団体等で参加する場合、在籍中学校での参加は認めない(逆も同様)。
- 競技毎に別で定める細則に従うこと。なお、年度内の活動場所変更については、原則 認めない。

※1 『申請初年度から遡った過去3年間において活動実績を有した団体』もしくは『地域展開に伴い教育委員会により展開先とされた団体』であること。

※2 (公財)日本スポーツ協会公認指導者資格を有している必要あり。(代表者が指導者も兼ねている場合で他に指導者がいない場合を含む)

※3 暴力・体罰・セクハラ等への対応については、『運動部活動顧問等の部活動等指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する大阪中学校体育連盟の対応』を適用する

※4 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁策定）』

※5 指定様式による申請・ヒアリング等により登録可否決定。登録費用(1団体あたり35,000円)徴収あり。

なお、徴収した登録費用(登録料)については、登録事務及び登録競技の大会を開催するにあたり生じる経費に使用します。

※6 上記は概要であり、登録を希望するところは本連盟ホームページ掲載の他の内容を含めてご確認ください。

登録の申請にあたり、虚偽の内容が判明した場合は、理由の如何を問わず登録を取り消したうえで、以降一切の参加を認めない。大会参加後に取り消した場合は、大会結果も併せて取り消すこととする。

<手続き>

①申請準備

- 所定様式を用いて必要事項を記載。（HPよりダウンロードしたものを用いてください）
 - ・様式1（大会参加登録申請書）
(代表者：本人確認書類の写し、指導者：日本スポーツ協会公認資格証の写し) ※7
 - ・様式2（大会参加登録申請書：登録選手一覧）
 - ・要件確認申立書
 - ・確認項目（チェックリスト）
 - ・団体活動歴（団体規約・役員名簿等必要に応じて添えること）※8
 - ・提出物チェックリスト

②申請

- 上記①でご準備いただいたものを大阪中学校体育連盟事務局へ送付。
 - ・所定様式等の郵送とメール送付の両方が必要となります。
 - ・郵送⇒〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目

大阪府教育庁教育振興室保健体育課内

大阪中学校体育連盟事務局あて

(封筒表面に朱書きで大会参加登録申請書類一式在中と記載すること)

※メール⇒osakachutairen@gmail.comあて (1通あたり10MB以内で)

※メールでの所定様式の提出は、Excelファイルにて提出(押印不要)

- 各大会登録申請期日以降は、一切の申請を受け付けません。

③ヒアリング等

- 本連盟による申請団体等へのヒアリング等を実施。
 - ・必要に応じて、指定場所へお越しいただく等によりヒアリングを実施します。
(登録の可否を判断するためのヒアリングとなります)
 - ・ヒアリング等の状況によっては登録を認めない場合がありますのであらかじめご容赦ください。

④結果連絡

- ヒアリング等の結果（登録の可否）の連絡。
 - ・本連盟より申請団体等へ登録の可否について連絡します。
 - ・本連盟への登録料を指定口座に期限までに納入いただきます。
 - ・地区予選が生じる競技への参加を希望されている場合で、地区予選に出場するための費用(地区中学校体育連盟登録料)が発生する場合は、上記とは別で、当該地区中学校体育連盟が指定する口座に期限までに必要経費を納入いただく必要があります。(当該地区中学校体育連盟から連絡があります。)
 - ・その他で必要となる手続き等が生じる場合は、当該競技専門部や当該地区中学校体育連盟から連絡が別途あります。

⑤登録完了

- 登録料の入金が確認でき次第、様式1（大会参加登録申請書）に本連盟会長印を押印したものを返送します。

※7 前年度に登録済みで更新を希望する団体等にあっては、代表者及び指導者に関する内容に変更がない場合は、写しの省略可。本人確認書類や指導者資格証の更新をした場合は、速やかに事務局へ写しを提出すること。(柔道競技指導者を除く)
なお、柔道競技指導者資格については、毎年更新されるため『全日本柔道連盟会員登録システム > マイページ』より「認定証」を出力PDFし提出

※8 前年度に登録済みで更新を希望する団体等にあっては、省略可